

# 令和4年度 甲良町結婚新生活支援事業

## 新婚生活を応援します！（最大60万円）

### 1. 補助対象



1. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻し入籍した世帯であること。
2. ご夫婦の所得を合わせて400万円未満<sup>(注)</sup>であること。  
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
3. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
4. 町税等に滞納が無い世帯であること。
5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6. 過去にこの制度に基づく補助等を受けていないこと。
7. 新居となる住居が町内にあること。

⇒以上7つ全てに「当てはまる」方が、補助の対象となります。

### 2. 対象となる費用

#### ◇新居の住居費

㊦新居の購入費

㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

㊦～㊧を合わせて  
1世帯あたり

**最大60万円**です。

※対象となる住居が町内にあること

### 3. 申請方法



必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。【お問合せ先および申請先】

名称：甲良町役場 建設水道課

住所：滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

電話番号：0749-38-5068